省令

○財務省令第四十三号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十四条の二第一項第三号の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日　財務大臣　麻生　太郎

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第百二十五条の三**　［略］ 2　［略］ 3　法第百十四条の二第一項第三号の財務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。 一　法第五十条第一項に規定する短期給付（同項第十号から第十三号までに掲げるものを除く。）の支給に関する事務 二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）第二十四条の二各号に規定する事務	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務） **第百二十五条の三**　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成二十九年五月三十日から施行する。

規則

○個人情報保護委員会規則第四号

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十六号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第一号）の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年五月二十九日　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十五号に基づき同条第十三号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則

本則中「第十九条第十二号に準ずるものとして同条第十四号」を「第十九条第十三号に準ずるものとして同条第十五号」に改める。

本則第四号中「条例の規定に基づき当該審査請求」を「当該審査請求」に改める。

附　則

1　この規則は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年五月二十九日）から施行する。

（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則の一部改正）

2　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う個人情報保護委員会関係規則の整備に関する規則（平成二十九年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し及び本文中「第十九条第十四号に基づき同条第十二号」を「第十九条第十五号に基づき同条第十三号」に改め、同条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則題名の改正規定中「第十九条第十五号に基づき同条第十三号」を「第十九条第十六号に基づき同条第十四号」に改め、同委員会規則本則の改正規定を次のように改める。

本則中「第十九条第十三号に準ずるものとして同条第十五号」を「第十九条第十四号に準ずるものとして同条第十六号」に改める。

第二条のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第十二号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則本則第四号の改正規定を削る。